

募 集

**就学義務猶予免除者等の
中学校卒業程度認定試験**

日10月17日(木)10時~15時40分 **場**

三重県合同ビルG101会議室(栄町一丁目) **内**国語・社

会・数学・理科・英語 **対**病気などのやむを得ない理由で、小中学校等への就学を猶予または免除された人等

申8月30日(金)までに願書を文部科学省生涯学習推進課(〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2-2)へ ※消印有効

問県教委高校教育課(☎224-2913)



三重県障がい者芸術文化祭

11月23日(土・祝)・24日(日)に白山総合文化センターで開催する文化祭の作品、ステージ発表者を募集します。

募集内容	募集資格
絵画、写真、書道、陶芸、手芸、工芸、俳句、貼り絵・その他	県内に在住の障がいのある人
歌唱、楽器演奏、演劇、ダンス等	障がいのある人が半数以上を占める県内の団体

申9月13日(金)までに、直接窓口または郵送、ファクス、Eメールで三重県障がい者芸術文化祭実行委員会事務局(〒514-0113 一身田大古曾670-2、☎231-7182、✉info@mie-asc.jp)へ

問同実行委員会事務局(☎232-6803)

自衛官候補生など

防衛省では、令和7年度採用の自衛官(一般曹候補生、航空学生、自衛官候補生)および学生(防衛大学校、防衛医科大学校)を募集しています。

応募資格など詳しくは、自衛隊三重地方協力本部のホームページをご覧ください。

問同本部津募集案内所(☎224-4324)



福祉・介護の職場体験

2日以上でじっくり実際の職場を体験する就労体験コースと、3時間で職場の雰囲気を感じるところみコースがあります。日時についてはお問い合わせください。

場県内の福祉施設 **対**福祉・介護の仕事に関心のある人

申来年2月28日(金)までに三重県福祉人材センターホームページから、または郵送、ファクスで三重県社会福祉協議会三重県福祉人材センター(〒514-8552 桜橋二丁目131 県社会福祉会館2階、☎222-0170)へ

問同センター(☎227-5160)

武道教室

種 目	と き(9月)
弓道	3日(火)・5日(木)14時~16時
	3日(火)・7日(土)18時30分~20時30分
柔道	3日(火)・5日(木)19時~21時
剣道	3日(火)・7日(土)19時~21時
居合道	4日(水)19時~20時30分
合気道	4日(水)19時~21時
太極拳	5日(木)13時30分~15時(拳)
	15時~16時30分(剣)
なぎなた	5日(木)19時~20時30分
	7日(土)13時30分~15時
空手道	6日(金)19時~21時
	7日(土)15時30分~17時30分

場三重武道館 **対**小学生以上(合気道は小学4年生以上、居合道は小学5年生以上、弓道は中学生以上)

申8月8日(木)~23日(金)に、直接窓口または電話、ファクスで三重県武道振興会(メッセウイング・みえ1階、☎229-2100、☎229-2123)へ ※日曜日・祝日を除く

健 康

第31回救急医療を考える集い

日9月1日(日)13時30分~15時20分 **場**久居アルスプラザ **内**救急医療についての救急救命士と医師の講演会 **定**先100人

問同センター(☎227-5160)

問久居一志地区医師会(☎255-3155)

無料相談

消費生活相談

日毎週月~金曜日9時~12時、13時~16時(祝・休日、年末年始を除く) **場**市本庁舎3階市民交流課内 **内**消費生活相談員による商品の購入やサービス利用などに関する相談(まずはお電話ください)

問津市消費生活センター(☎229-3313)

三重県司法書士会常設電話相談

日毎月第1・2・3水曜日13時30分~16時(祝・休日、年末年始を除く) **内**登記、相続、裁判手続き、多重債務、後見制度など

問同司法書士会(☎273-6300)

犯罪被害者相談

日毎週月~金曜日10時~16時(祝・休日、年末年始を除く) **場**みえ犯罪被害者総合支援センター(栄町一丁目) **内**犯罪の被害に遭った人や家族の相談 ※電話相談や法律相談(予約制)などもあります。

問同センター(☎221-7830)

法的な困りごとは法テラスへ

日毎週月~金曜日9時~21時、土曜日9時~17時(祝・休日、年末年始を除く) **内**法的トラブルの解決に役立つ法制度や相談窓口の情報提供 **問**法テラスサポートダイヤル(法的トラブル)…☎0570-078374、法テラス犯罪被害者支援ダイヤル…☎0120-079714



高齢者のための電話相談

専用電話☎228-3167

日毎月第2・4金曜日10時~12時(祝・休日、年末年始を除く)

対65歳以上の人やその親族

問三重弁護士会(☎228-2232)